

## 第 89 号議案

ふじみ野市立サービスセンターホール条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立サービスセンターホール条例（平成 18 年ふじみ野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「の許可」を削り、同条中「許可してはならない」を「制限することができる」に改める。

第 15 条を第 16 条とし、第 11 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の免除）

第 11 条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

別表使用料の表備考 2 を次のように改める。

2 利用者が連続して複数の時間区分においてセンターホールを利用する場合は、各時間区分の間の時間もセンターホールを利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 11 月 29 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

使用料の免除規定を追加するため、ふじみ野市立サービスセンターホール条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。